

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 18 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2014

課題番号：22530050

研究課題名(和文) 国際訴訟・国際仲裁への国家利益の介入

研究課題名(英文) State Interference of Sovereign Interests into International Litigation and Arbitration among Private Parties

研究代表者

道垣内 正人(Dogauchi, Masato)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：70114577

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)： 国際専属管轄は、国家对国家の関係において他国の権力の介入を拒否するか否かが基準であり、他方、仲裁付託適格性は、国家对私人の関係において私人による自由な処分を認めることができるか否かが基準である。その違いから、前者の事項は主権国家としての尊厳(これを失うと国家の存立自体が損なわれる)に深く関わる事項とされるべきであるに対して、後者の事項は私人が和解により処分することが認められていない事項が設定されるべきである。

この観点からは、日本所在の不動産の物権を目的とする訴訟を専属管轄としていない民事訴訟法3条の5は問題であり、専属管轄とすべきである。

研究成果の概要(英文)： The issues subject to exclusive jurisdiction are determined in accordance with criterion whether or not interference to them by foreign states should be rejected in terms state vs. state context, whereas the issues subject to non-arbitrability are determined in accordance with criterion whether or not they are left to disposal by people in terms of state vs. people context. The former issues, therefore, should be what are deeply involved with the dignity of state, lost of which would impair sovereignty itself; the latter issues should be what people may not be settled by amicable composition.

Proceedings which have as their object rights in rem in immovable property in Japan, which are not listed in Article 3-5 of Code of Civil Procedure, should be subject to exclusive jurisdiction of Japanese courts.

研究分野：国際私法

キーワード：国際裁判管轄 仲裁 専属管轄 仲裁付託適格性 主権 国家利益 不動産物権

1. 研究開始当初の背景

訴訟と仲裁に関する国際民事手続法を対象とする研究は本格的に着手されてから歴史が浅いこともあり、これまで、問題点が個別に取り上げられ、書籍の形をとっているものも単に個別の問題を並列的に集積したものに過ぎなかった。そこで、本研究は、秩序だった学術研究の発展を可能とし、新規の問題にも適切に対処できるようにするため、国家利益の介入というポイントに着目することにより、訴訟と仲裁に関する国際民事手続法の体系化を目指すものである。これを敷衍すると以下のとおりである。

他国の裁判所による民商事の紛争処理を拒否し、自国の裁判所のみによる裁判を確保しようとする専属的裁判管轄(そのルールに反して下された外国判決の承認及び執行は拒否する)と、自国を仲裁地とする仲裁を含め、仲裁による民商事の紛争処理を拒否し、自国の裁判所のみによる裁判を確保しようとする仲裁付託適格性(仲裁地の内外を問わず、そのルールに反する仲裁の効力は認めない)とは、民商事の紛争処理に対する国家利益の介入という点で共通して面がある。しかし、従来、この両者は別々に検討されており、両者の関係が明らかにされてこなかった。このことの背景には、まだ国際民事手続法という学問領域の歴史が浅いという事情がある。世界で最初の体系書は E. Reizler, *International Zivilprozessrecht* (1949)である。また、アメリカにおける国際民事訴訟に関する諸問題を網羅的に扱った良書である Gary Born/Peter B. Rutledge, *International Civil Litigation in United States Courts*, 4th ed., (Aspen Publishers, 2006)の「はしがき」によれば、1988年にその第1版が出版された当時は、国際民事訴訟という法分野そのものがアメリカには存在しなかったとされている。

最近、内外で国際民事手続法の全体を扱った書籍も出版されるようになってきているが、それらも必ずしも体系を意識した構成にはなっておらず、問題となる事項を列挙していくスタイルとなっている。また、上記の Gray Born は、*International Commercial Arbitration in United States Courts*, (Springer, 1994)という国際商事仲裁に関する書物も著しているが、この2冊は体系的な結びつきを持たせるといふ発想自体がなく、民商事に関する紛争処理手続としての訴訟と仲裁を別個独立に扱っている。すなわち、いずれの先行研究においても透徹した体系的枠組みが提示されていないため、民事紛争処理の過程で登場する外国がらみの様々な問題について個別に論ずることに終始している。それぞれの書籍の目次の項目には、せいぜい訴訟手続の進行に沿った順序づけが与えられているだけである。

私(応募者)は、研究を開始した当初から

国際民事手続法の分野を研究してきており、最初のとまとった論文は「国際的訴訟競合」(1)~(5・完)法学協会雑誌 99 巻 8 号 1-59 頁; 99 巻 9 号 66-121 頁; 99 巻 10 号 1-52 頁; 99 巻 11 号 34-122 頁[以上、1982]; 100 巻 4 号 37-127 頁[1983]であり、以来、多くの論文・判例評釈等を著してきた。そして、1994 年から 2005 年までの間、国際裁判管轄に関する国際条約作成のためハーグ国際私法会議に日本政府代表として参画する機会を得て、最終的に 2005 年に採択された「管轄合意に関する条約」については、英国の Trevor Hartley 教授とともに公式共同報告者として Explanatory Report on the Hague Convention on Choice of Court Agreements を書き上げる任務を果たした。これらの学術活動と実務作業を通じて、国際民事手続法に関して各国の考え方が大きく食い違いを見せており、その違いを適切に位置づける学問的体系が欠如しているために、対立軸を正確に把握することができない状況にあることを痛感してきた。

そこで、本研究では、冒頭に記したように、これまでの国際民事手続法に関する個別の問題研究ではなく、国家利益の介入という点を突破口として、国際民事手続法の全体を見渡すことができる体系を構築することが必要であると考えている次第である。

2. 研究の目的

本研究では、国際的な民事又は商事に関する私人間の紛争の解決手段としての訴訟と仲裁に対して、国家の国家法秩序を維持するという国家利益の観点からの介入について考察することにより、国際民事手続法にふさわしいしっかりした体系を構築することを目指す。具体的には国家利益を反映するポイントとして専属的裁判管轄と仲裁付託適格性に関するルールに着目し、それぞれの歴史的背景、理論的根拠、そして両者の関係を研究する。この研究を通じて、国際民事手続法にふさわしい体系が構築されれば、国内民事手続法との違いを浮かび上がらせることができ、引いては、既存の様々な問題の的確な位置づけ、さらに、新たに登場してくる諸問題への的確な対処を可能ならしめることができる。

3. 研究の方法

本研究の遂行のためには、国際条約や国内法により専属的裁判管轄と仲裁付託適格性の規律についての調査研究に加え、諸外国における国際的な民商事事件に関する判決及び仲裁判断の収集と分析により、各国が専属的裁判管轄と仲裁付託適格性を実際にどのように扱っているかを研究する必要がある。そして、諸外国のこれまでの学術研究のうち、専属的裁判管轄と仲裁付託適格性とのそれ

ぞれの研究（これは多数に上るであろう）だけでなく、両者の関係について考察したものがあれば（これはあったとしても少ないであろう）、それを把握する必要がある。

そのような観点から、国際学会や国際シンポジウムに参加するとともに、欧米のほか、シンガポール、中国、ベトナム等の研究者・実務家との議論を通じて、国際的に通用する国際民事手続法の体系を模索し、その中に、専属的裁判管轄と仲裁付託適格性との的確な位置付けを考察した。

4. 研究成果

(1) はじめに

国際裁判管轄について自国の専属管轄としている事項と仲裁について仲裁付託適格性を認めていない事項との間に存在する相違が何に起因しているかを、法学的・比較法的な研究を通じて見極め、その結果導き出された基準を日本の現行法上の両事項の設定に当てはめて、現行法の解釈基準及び将来のあるべき立法を論じた。

(2) 国際専属管轄

国際裁判管轄のルールと国内の裁判管轄ルールとの大きな違いのひとつは、前者では国際的な専属管轄事項に関するルールが存在することである。この国際専属管轄は、外国裁判所が裁判をすることを認めない事項を特定し、そのような事項について外国裁判所のした裁判の自国での承認執行を拒否している（国家の上に存在する権力はなく、自力執行もできない国際社会の現状においては、直接的に外国裁判所に対して日本が専属管轄としている事項についての裁判をさせないという手段はない）。

これは、国家対国家の関係において他国の権力の介入を拒否するか否かが基準とするものと考えられる。すなわち、国家には、自国の国民・領土・権力について他の国家からの介入（内政干渉）を排除する権利があり、現在の国際社会は、これを相互に尊重することにより平和と安定を維持している。そして、この主権の独立を確保することは国家の権威そのものであり、これは、外国との関係のみならず、国内の秩序維持の観点からも重要であり、これを失うことは国家の存立自体が損なわれることを意味し、国内的な危機をも招きかねない。

このような国家の権威を保つべき局面は多々存在するが、その中で、国際裁判管轄における専属管轄は、裁判所による権力行使の局面でのその表れである。そのように位置づけられる国際専属管轄の対象事項としては、私人間の訴訟であっても、外国裁判所が公権的に判断を下すことが主権国家としての自国の権威を損なうものであると考えられる事項がもれなく特定されるべきである。

(3) 仲裁付託適格性

仲裁付託適格性とは、国家の裁判所とは別に、仲裁という制度に同等の紛争解決機能を営むことを認める事項であり、これが否定されれば、仲裁による解決は認められず、裁判によってのみ公権的解決が図られることになる。仲裁は、私人の合意（仲裁合意）を基礎として、一定の手続を経て下されるものである。仲裁合意の中核的な約束は仲裁廷の下す判断（仲裁合意）を最終的に拘束力があるものとして受け容れるという約束であるが、これだけでは単に契約に過ぎない。仲裁が紛争解決機能を真に営む力を有しているのは、国家法秩序が仲裁判断に確定判決と同一の効力を認めているからである。

このように考えると、国家対私人の関係において私人による自由な処分を認めている事項、つまり、裁判外での和解により当事者間における確定した法律関係となるのみならず、必要があればその確認判決を裁判所から得ることができるような事項であれば、仲裁にその処理を委ね、一定の手続を経た判断であれば（その手続の公正性や判断内容の反公序性は仲裁判断取消しの訴えでチェックされる）、これに確定判決と同一の効力を認めてよいことになる。

(4) 国際専属管轄及び仲裁付託適格性に関する法学的・比較法的に検討

国際専属管轄についても仲裁付託適格性についても、古くから論じられてきたわけではないようであり、法学的検討からは十分な成果を導くことはできなかった。

他方、比較法的には、ヨーロッパにおけるブラッセル条約・ブラッセル規則が参考となる。ブラッセル規則（民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する 2000 年 12 月 22 日の欧州共同体理事会規則 44/2001(OJ 2001, L12/1)第 22 条は専属管轄について次の通り定めている（中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約」民商 122 巻 3 号 426 頁、4・5 号 712 頁（2000）参照）。

1. 不動産物権及び不動産賃貸借に関する事件においては、不動産が所在する構成国の裁判所。しかしながら、連続する六ヶ月以内の一時的な個人的使用のために締結された不動産賃貸借に関する事件については、賃借人が自然人でありかつ所有者と賃借人が同一の構成国に住所を有する場合には、被告が住所を有する構成国の裁判所も管轄を有する。
2. 会社その他の法人の設立の有効無効若しくは解散、又はその機関の決議の有効性に関する事件においては、会社その他の法人が本拠を有する構成国の裁判所。本拠の決定については、裁判所は、自国の国際私法規則を適用する。
3. 公簿への登記の有効性に関する事件においては、公簿を備置する構成国の裁判所
4. 特許権、商標権、意匠権その他寄託若しくは登

録を必要とする類似の権利の、登録又は効力に関する事件においては、寄託若しくは登録が申請若しくは受理されたか、又は国際条約の規定に基づき受理されたものとみなされる構成国の裁判所。欧州特許の登録又は効力に関する訴えは、住所のいかんにか

かわらず、当該特許を付与した構成国の裁判所が専属管轄を有する。ただし、1973年10月5日にミュンヘンで署名された、欧州特許の付与に関する条約で定める、欧州特許庁の管轄を妨げない。5. 裁判の執行に関する事件においては、執行地の構成国裁判所。」

これは、日本の民事訴訟法第3条の5の専属管轄事項と異なる点があり、その理由が問題となる(後述)。

その他、ハーグ国際私法会議における国際裁判管轄条約及び外国判決承認執行に関する条約の作成作業の過程では、カナダが自国で産出されたアスベストによる健康被害に関する訴訟を専属管轄とすることを主張し、また、中国が天然資源に関する訴訟を専属管轄とすることを主張した経緯がある(道垣内正人『ハーグ国際裁判管轄条約』(商事法務)[2009])。

他方、仲裁付託適格性については、余り多くの事例を集めることができなかった。

(5) 日本の現行法への当てはめ

民事訴訟法第3条の5は、国際専属管轄について次の通り定めている。

「1. 会社法第七編第二章に規定する訴え(同章第四節及び第六節に規定するものを除く。)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第六章第二節に規定する訴えその他これらの法令以外の日本の法令により設立された社団又は財団に関する訴えでこれらに準ずるものの管轄権は、日本の裁判所に専属する。

2. 登記又は登録に関する訴えの管轄権は、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に専属する。

3. 知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第百二十二号)第二条第二項に規定する知的財産権をいう。)のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えの管轄権は、その登録が日本においてされたものであるときは、日本の裁判所に専属する」

これと(4)で挙げたブラッセル規則第22条との大きな違いは、その第1号の不動産物権を目的とする訴え及び第5号の外国判決執行の訴えが日本の民事訴訟法では専属管轄とされていないことである。

このうち、外国判決執行の訴えが執行地の裁判所以外の裁判所でできるはずはなく、日本でもそのような規定はなくても同様に処理されることは明らかである。他方、日本所在の不動産の物権等に関しては、日本の法制審議会において正面から議論の対象となり、あえてブラッセル規則とは異なる扱いをした経緯があるので、この点について検討する。

ブラッセル規則第22条第1号のうち、不動産賃貸借に関する事件については、「連続する六ヶ月以内の一時的な個人的使用のために締結された不動産賃貸借に関する事件については、賃借人が自然人でありかつ所有者と賃借人が同一の構成国に住所を有する場合には、被告が住所を有する構成国の裁判所も管轄を有する。」との技巧的な例外が定められている点に表れているように、本質的なものとは言えない。ドイツのような北部ヨーロッパな国の富裕層がイタリアのような南ヨーロッパの暖かい気候を求めて別荘を借りるような場合に、その不動産賃貸借をめぐる訴訟をドイツとするかイタリアであるかという政治的な議論を呼ぶ現実問題を背景とする規定だからである(なお、カナダの同国で産出したアスベストによる健康被害に関する訴訟の専属管轄化も、カナダ企業に対するアメリカの裁判所の巨額な判決の承認執行を拒否したいという産業保護政策に基づくものであるということが出来る)。

問題は、不動産物権を目的とする訴えについての扱いである。これについて日本の法制審議会においては、たとえば境界確定であっても和解もできるのであるから、必ずしも外国裁判所の裁判を排除するまでもないとの意見が支持を集めた結果、この事項は日本では専属管轄とはされなかった。しかし、これは、上記の検討の結果得られる国際専属管轄とする理由付けとの関係では妥当しない理由であったと評価されるべきである。主権国家として日本所在の不動産が誰のものか、その広さはどうかという問題を外国裁判所の裁判に委ねることが日本国の尊厳にかかわる問題だと考えるか否かをもっと正面から議論すべきであったと考えられる。

私見によれば、確かに和解ができる事項ではあるものの、ここでは国家対私人の問題ではなく、国家対国家の問題であるので、ブラッセル規則第22条のように、日本の裁判所のみが公権的判断をすることができ、外国の裁判所による裁判を排除すべき事項であると考えべきである(中国の同国の天然資源関係訴訟の専属管轄化の発想は同国独自のものようであるが、これも同様の発想に基づくものであるということができよう)。

他方、仲裁付託適格性については、仲裁法第13条第1項は、「仲裁合意は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者が和解をすることができる民事上の紛争(離婚又は離縁の紛争を除く。)を対象とする場合に限り、その効力を有する。」と定めており、上記の分析結果に照らして是認できるものである。もっとも、同法の附則第3条及び第4条では、消費者契約事件及び労働関係事件についての仲裁付託適格性を限定ないし否定している点については、仲裁付託適格性の原則からこれを正当化することはできず、むしろ、対等な交渉力がない弱者を保護するという政策的な理由付けに基づくものであると考え

られる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計1件)

Presentation Introducing the 2005 Hague Convention on Choice of Court Agreements, 2013年9月23-24日, Conference on International Litigation in the Asia Pacific Region (Wuhan University International Academic Communication Centre, China)

〔図書〕(計1件)

『国際契約実務のための予防法学：準拠法・裁判管轄・仲裁条項』(商事法務)[2012]

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

道垣内正人(DOGAUCHI, Masato)

早稲田大学法学学術院教授

研究者番号：70114577

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし